破産手続廃止

平成２８年（フ）第１２３９号
札幌市豊平区美園２条３丁目２番10号
破産者　有限会社丸政光政興業
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５５９号
仙台市青葉区国分町２丁目１番24号
破産者　株式会社あさば
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３８２号
仙台市宮城野区銀杏町１番４号
破産者　株式会社住宅工房
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２２９号
千葉県松戸市松戸1903番地　ラニカイビレッジ801号
破産者　樋口　　寛
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３１０号
千葉県流山市向小金２丁目444番地の２　コーポ南203
破産者　菊地　　力
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４２１号
千葉県野田市岩名１丁目24番地の７　エメラルド・グリーンハイツＦ－102
破産者　宇野　友久
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４２３号
千葉県松戸市小金原９丁目５番地の６　若藤マンション203号
破産者　櫻井　正雄
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４２５号
千葉県野田市横内55番地の２
破産者　大平　一輝
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４４４号
千葉県我孫子市湖北台９丁目10番２号（202号）　ラフィナートⅢ
破産者　晴山　真澄
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１７３４号
東京都渋谷区神宮前３丁目18番23号
破産者　株式会社ビースリー
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７３５号
千葉県市川市平田４－23－21、住民票上の住所東京都世田谷区下馬５丁目28－15　テラス下馬ストラータＷ５号
破産者　齋藤　和利
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９１０号
東京都墨田区墨田２丁目11番13号
破産者　株式会社メイセイ
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５３号
神奈川県小田原市桑原449番地１
破産者　有限会社伊東組
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１２６号
長野県大町市大町2549番地
破産者　有限会社松月百貨店
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１２８号
長野県安曇野市穂高7581番地１
破産者　株式会社あづみ野ハウス
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第２０６５号
大阪市生野区林寺６丁目１番11号
破産者　株式会社技研
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７号
鳥取県鳥取市南吉方２丁目13番地２
破産者　有限会社富士工務店
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３１６号
大分県臼杵市大字江無田1484番地
破産者　首藤工業株式会社
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２８号
茨城県古河市本町２丁目５番38号
破産者　有限会社まさきや洋品店
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第３号
千葉県南房総市千倉町牧田139番地３
破産者　山本　達也
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２８年（フ）第７９６号
東京都青梅市長淵２丁目838番地の４シェーンベルク202
破産者　小林　直哉
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部